

クラフティアグループ社員のみなさまへ

くらしの安心プラン

2026



- スーパーBグループ保険
- 団体積立終身保険
- 団体総合生活補償保険
- 団体ゴルファー保険

申込書提出先 株式会社九電工ホーム 保険事業部

くらしの安心プラン

2026

あなたやご家族が安心して仕事や生活を日々送るために
それぞれに合ったライフプランをご提案し
保障の設計をお手伝いします。

CONTENTS

- | | |
|--|--|
| ■スーパーBグループ保険 2
〈団体定期保険〉 | ■団体総合生活補償保険 18
〈ワイド補償コース〉
〈交通事故傷害保険〉 |
| ■団積立終身保険 10
〈拠出型企業年金保険〉
〈一時払退職後終身保険〉 | ■団体ゴルファー保険 32
〈ホールインワン・アルバトロス費用補償特約セット〉 |

●募集期間

2026年 6月 1日(月)～19日(金)

●申込書提出先

株式会社 九電工ホーム 保険事業部

TEL.092-533-4153

【受付時間】 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日・夏期休暇期間・年末年始を除く)

●本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください

スーパーBグループ保険

団体定期保険

【契約概要・注意喚起情報】
証券番号530487102

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

この保険は福利厚生制度の一環です。

団体定期保険の魅力

お手頃な保険料

まとまった人数で加入することにより、お手頃な保険料で保障が準備できます。

医師の診査は不要

医師の診査はなく、告知事項に該当がなければお申込みいただけます。

剰余金があれば、配当金も

剰余金が生じた場合には、配当金が支払われ、実質の負担額が軽減されます。

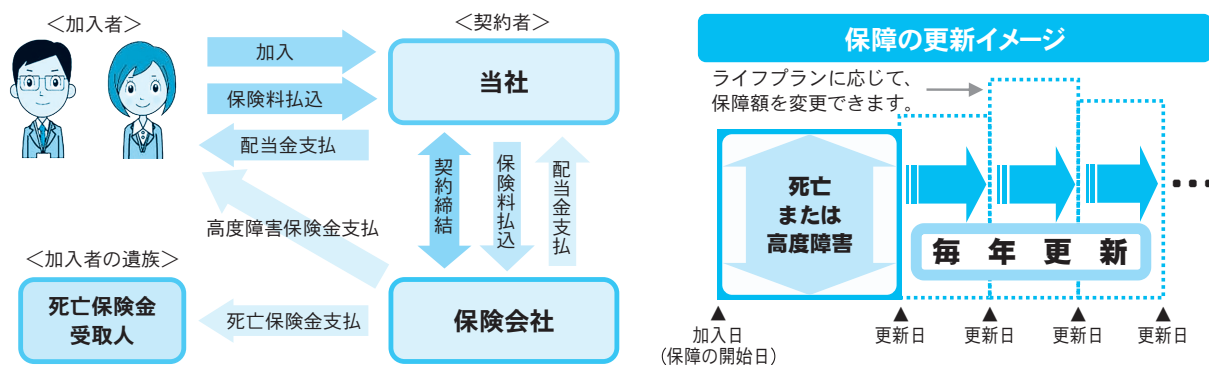
毎年見直し可能

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます

契約概要

① 団体定期保険のしくみ

- 役員・従業員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、当社（株式会社 クラフティア）が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保険金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。



保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁公的保険ポータル



② 加入対象者

※年齢は2026年9月1日（更新日）現在の表示

- 【本人】 株式会社 クラフティアおよびクラフティアグループ会社（裏表紙に記載）の役員・従業員（嘱託・出向者含む）で満14歳6か月超57歳6か月以下（継続加入のときは満80歳6か月以下）の方
- 【配偶者】 本人の戸籍上の配偶者で満18歳以上57歳6か月以下（継続加入のときは満80歳6か月以下）の方
- 【お子さま】 満2歳6か月超22歳6か月以下の方
※お子さまの範囲は、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定（主として本人により生計を維持するもの）を準用します。



加入に際しての注意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P5 契約概要「加入に際しての注意事項」

③ 更新日、加入日（保障開始日）、保険期間

更新日	9月1日
加入日（保障開始日）	9月1日（今回の更新募集外は毎月1日）
保険期間	2026年9月1日 から 2027年8月31日 までの1年間 ※保険期間途中の加入者は、加入した日から保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。 ※お申し出がない場合には、毎年更新日（保険期間末日の翌日）に自動更新されます。

④ 支払われる保険金（保障の内容）

以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称	
		本人・配偶者	お子さま
1 死亡保険金（注）	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	主契約	団体定期保険 こども特約
2 高度障害保険金（注）	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態（※）になられたとき		

（注）死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。なお、配偶者およびお子さまが加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者およびお子さまの保障も自動的に終了します。

（※）「高度障害状態」について

詳細

P8 支払に関する補足説明

特約の名称について、本パンフレットの他の文中においては「団体定期保険」を省略して記載しています。



保険金が支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P7 注意喚起情報「⑤保険金が支払われない場合について」

年金コースについて

— 団体定期保険年金払特約 —

ご希望により保険金の全部または一部を年金で受取ることができます。

年金基金の設定	保険金の支払事由が生じたとき、保険金受取人の請求に基づき、保険金受取人名義で年金基金を設定します。（年金受取人は保険金の受取人です。）	年金支払開始日	年金支払開始日は、年金基金設定日から2か月経過後、最初に到来する2月・5月・8月・11月のいずれかの月の各1日となります。
年金種類	〈確定年金（定額型） 支払期間 5年・10年・15年・20年〉 あらかじめ定めた期間、年金が支払われます。年金支払中に年金受取人が死亡された場合、その死亡時の相続人に残存支払期間に応ずる未払年金現価が支払われ、以後の年金は支給されません。	年金支払回数	年金のお支払回数は年4回です。
		年金支払に関する内容の変更	年金受取人および給付に関する取扱いを変更する場合は、年金支払開始日前に限ります。
年金額	設定した年金基金額に応じた年金額が支払われます。ただし、初年度年金年額が48万円未満となった場合は、一時金で支払われます。	年金の一括払	年金受取人は請求時期等に応じて、将来の年金の支払に代えて次の金額の一括払を請求できます。 年金支払開始日前……請求時における年金基金の価額 年金支払開始日以後……残存支払期間に応ずる未払年金現価

⑤ 加入コースと保険料

～ ライフプランに合わせて保障の見直しができるよう、
さまざまなコースをご用意しております ～

(1 等の番号は、契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の保険金を示しています。)

内容	保険金	本人コース											
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	1 または 2	万円 2500	万円 2000	万円 1700	万円 1500	万円 1300	万円 1000	万円 900	万円 700	万円 500	万円 300	万円 200	万円 100

保 険 料 月 額 (円)	年齢 性別	本人コース											
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Hコース	Iコース	Jコース	Kコース	Lコース
15歳～35歳 H3.3.2～H24.3.1 生	男性	2,150	1,720	1,462	1,290	1,118	860	774	602	430	258	172	86
	女性	1,450	1,160	986	870	754	580	522	406	290	174	116	58
36歳～40歳 S61.3.2～H3.3.1 生	男性	2,725	2,180	1,853	1,635	1,417	1,090	981	763	545	327	218	109
	女性	2,300	1,840	1,564	1,380	1,196	920	828	644	460	276	184	92
41歳～45歳 S56.3.2～S61.3.1 生	男性	3,625	2,900	2,465	2,175	1,885	1,450	1,305	1,015	725	435	290	145
	女性	2,800	2,240	1,904	1,680	1,456	1,120	1,008	784	560	336	224	112
46歳～50歳 S51.3.2～S56.3.1 生	男性	6,063	4,850	4,123	3,638	3,153	2,425	2,183	1,698	1,213	728	485	243
	女性	5,450	4,360	3,706	3,270	2,834	2,180	1,962	1,526	1,090	654	436	218
51歳～80歳 S21.3.2～S51.3.1 生	男性	7,000	5,600	4,760	4,200	3,640	2,800	2,520	1,960	1,400	840	560	280
	女性	7,000	5,600	4,760	4,200	3,640	2,800	2,520	1,960	1,400	840	560	280

内容	保険金	配偶者コース							お子さまコース		
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Aコース	Bコース	Cコース
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	1 または 2	万円 1000	万円 900	万円 700	万円 500	万円 300	万円 200	万円 100	万円 300	万円 200	万円 100

保 険 料 月 額 (円)	年齢 性別	配偶者コース							お子さまコース		
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース	Aコース	Bコース	Cコース
15歳～35歳 H3.3.2～H24.3.1 生	男性	860	774	602	430	258	172	86	1人につき 210	1人につき 140	1人につき 70
	女性	580	522	406	290	174	116	58			
36歳～40歳 S61.3.2～H3.3.1 生	男性	1,090	981	763	545	327	218	109	1人につき 210	1人につき 140	1人につき 70
	女性	920	828	644	460	276	184	92			
41歳～45歳 S56.3.2～S61.3.1 生	男性	1,450	1,305	1,015	725	435	290	145	1人につき 210	1人につき 140	1人につき 70
	女性	1,120	1,008	784	560	336	224	112			
46歳～50歳 S51.3.2～S56.3.1 生	男性	2,425	2,183	1,698	1,213	728	485	243	1人につき 210	1人につき 140	1人につき 70
	女性	2,180	1,962	1,526	1,090	654	436	218			
51歳～80歳 S21.3.2～S51.3.1 生	男性	2,800	2,520	1,960	1,400	840	560	280	1人につき 210	1人につき 140	1人につき 70
	女性	2,800	2,520	1,960	1,400	840	560	280			



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P 5 契約概要「加入に際しての留意事項」



■記載の保険料は概算保険料です。実際の保険料は、申込締切後に確定します。すでに保険料が給与から控除されている場合は、確定保険料との差額を精算します。ただし、お子さまコースの保険料は確定保険料となっています。

■保険料は毎年更新日に見直されます。今年の更新後に適用される確定保険料は9月の給与明細でご確認ください。

■記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日（2026年9月1日）現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

⑥ 保険金の受取人

加入者が指定された方（お子さまの保険金受取人は本人となります。）

※高度障害保険金は保障の対象となる方が受取人です。

本人について

P 3 契約概要「②加入対象者」

⑦ 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

<過去5年間の配当金還付率>

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
約77.4%	約47.7%	約61.8%	約4.9%	約57.5%

※配当金は配当金支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払われる配当金額は現時点では確定しておりません。また、支払保険金額の多寡などにより配当金は大きく変動します。



⑧ 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細 P6 注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」

⑨ 引受保険会社

※2026年3月30日現在

下記の引受保険会社は、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社】

- ・住友生命保険相互会社 [事務幹事会社]
- ・日本生命保険相互会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・富国生命保険相互会社

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

⑩ 保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。（初回の保険料は9月給与から控除されます。）



加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。
- この制度における保険金の支払いが特に多い場合、割増保険料が加算されたり、加入できる保険金額が制限される場合があります。
- 満57歳6か月を超えて継続加入される方は、現行の保障内容から増額することはできません。
- 配偶者、お子さまが加入される場合は、以下の点にご留意ください。
 - ・配偶者、お子さまのみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
 - ・本人より高い保障内容のコースには加入できません。
 - ・加入対象となるお子さまは、同一の保障内容で、全員お申込みください。

加入対象者について P3 契約概要「②加入対象者」

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2024年10月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

- 加入者が負担した保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）は以下の生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

主契約・こども特約保険料

一般生命保険料控除

- 保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。
 - ※配偶者またはお子さまについての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。
 - ※配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがあります。
- 高度障害保険金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

注意喚起情報

※お申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。
 ※生命保険一般についての基本的な内容や制度などを記載しています。個別の保障内容は「契約概要」に記載しておりますのでご確認ください。
 ※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当社（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 告知に関する重要事項について

健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込時に告知欄に反映いただいた内容が告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込時に告知欄で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。
 ※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である団体の事務担当者などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込時に告知事項を必ずご確認ください、確認した結果を告知欄に反映してください。



正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込時の告知事項に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。

- この場合
- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。
 - ・すでに払い込んだ保険料は返金されません。

③ 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である団体の事務担当者などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後 この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

本人 加入対象者ではなくなった場合

配偶者・お子さま 本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合（※）

（※）保険期間中に加入対象でなくなったお子さまは、保険期間最終日まで継続できます。

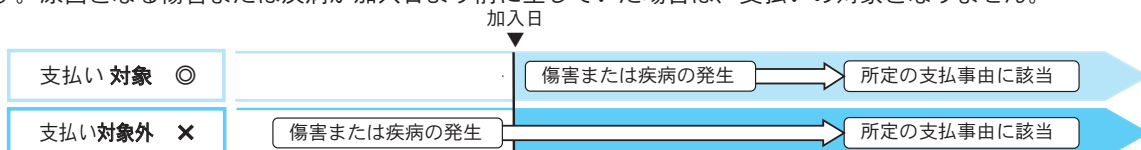
■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては団体の事務担当者または8ページの⑨「諸制度」契約に関する相談・照会・苦情窓口についてに記載のフリーダイヤル（団体保険契約室）にお問い合わせください。



⑤ 請求時 保険金が支払われない場合について

次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**
(保険金を途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

- 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合
 高度障害保険金の支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限りま
 す。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、支払いの対象となりません。



- 契約者または加入者が告知した内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合 ※これらの場合、すでに払い込んだ保険料は返金されません。
- 契約者、加入者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 下記免責事由に該当した場合

死亡保険金 または 高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。 ・契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害 ・加入者の故意による高度障害 ・戦争その他の変乱による死亡または高度障害
-------------------------	---

⑥ 請求時 保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体の事務担当者または8ページの「住友生命からのお知らせ」に記載のフリーダイヤル（団体保険支払室）にお問い合わせください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金の円滑な請求のためにも、受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>
 ●電話番号：03-3286-2820
 ●受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ●ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スマセイフリーダイヤル（団体保険契約室）

【受付時間】



0120-307282

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

●証券番号：530487102

●契約者名：株式会社 クラフティア

申込手続き完了後の各種資料の配付や加入内容の変更・脱退などにつきましては、団体窓口へお問い合わせください。

支払に関する補足説明

P3 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の「高度障害状態」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
2	・声帯すべてをでき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。

「高度障害状態」についての詳細は、下記の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命からのお知らせ

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。ご請求に際してはご請求もれないよう、保障内容を十分にご確認ください！

保障内容をお受取人の方にお伝えください！



詳細

P3 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」

※詳細は住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命
ホームページ



■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、勤務先の会社等を通じてのお手続きとなります。

「お支払事由」に該当する可能性がある場合は、勤務先の会社等に申し出てください。

ご不明な点がございましたら、契約者（団体）の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スマセイフリーダイヤル（団体保険支払室）

【受付時間】



0120-307191

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

団体積立終身保険制度

新規加入・増口のおすすめ

拠出型企業年金保険

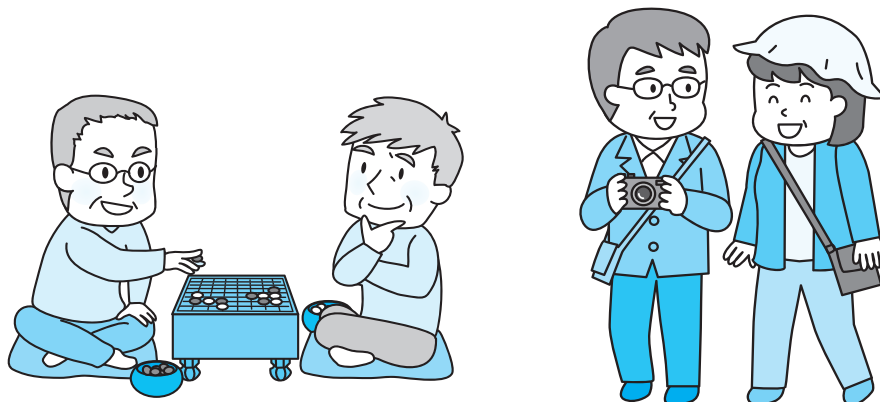
一時払退職後終身保険

■本制度は、クラフティア独自の福祉事業として、1980年6月にスタートし、多くの加入者のご協力で順調に運営され、今回で47年目を迎えました。

■定年退職後の豊かな安心のある生活設計づくりのために、一層のご加入および増口されるようおすすめします。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。保障内容、保険料、積立金(給付額試算表の内容)などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。



ゆとりある老後生活、豊かな生活設計のために

拠出型企業年金保険の魅力

計画的に退職後の準備ができます

在職中の積立により退職後の準備ができます。

加入口数は任意に設定できます

口数制の制度ですので、加入口数はライフサイクルに合わせて任意に設定できます。

幅広い給付内容で安心です

途中で脱退された場合、払込期間中に死亡された場合でも給付が受けられます。

保険料控除の対象となります

保険料は一般生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

- ・「新規にご加入の方」と「増口を申込みされる方」のみ申込書をご提出ください。
- ・既にご加入の方で、加入内容に変更の無い方は申込書の提出は不要です。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル



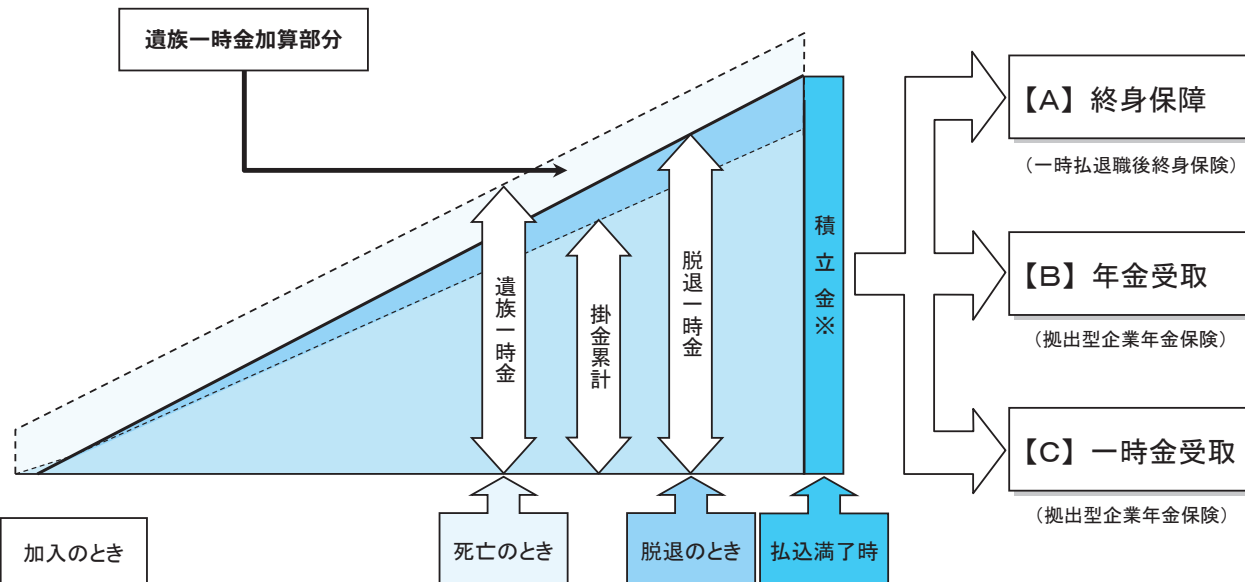
厚生労働省
公的年金
シミュレーター



契約概要

① 商品のしくみ

- ◆ 役員・従業員などの自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当社を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ◆ 在職中に積立てを行い、掛金払込満後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。
- ◆ 掛金の払込満了(退職)後に一時払退職後終身保険に転換することにより、死亡または高度障害のときに保険金を受け取ることができます。
- ◆ 死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。



※ 「積立金」は、掛金から事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率(予定利率)により運用されています。

② 加入対象者

株式会社 クラフティアおよびクラフティアグループ会社（裏表紙に記載）の役員および従業員で加入日現在満 18 歳以上満 50 歳（1976年9月1日以降生まれ）の方（ただし、長期休職等の場合を除く）。上記加入対象者ではない方、配偶者の方は加入できません。

③ 払込満了年齢

60 歳

④ 掛金（保険料）

- ◆ 月払 1 口 3,000 円、最低加入口数 1 口、最高加入口数 30 口
- ・ 掛金は加入者負担です。
- ・ 掛金は毎月の給与から控除します。（第 1 回目は 2026 年 8 月度給与から控除します。）



⑤ 給付額試算表

月払 5口 15,000円の場合

※ 部分は、積立金額が掛金累計額を下回る期間です。

加入年数	掛金累計額	一時金受取【C】	年金受取【B】
		積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額 10年確定年金 の場合
年	千円	約 千円	約 千円
1	180	177	—
2	360	356	(3)
3	540	536	(4)
4	720	718	(6)
5	900	901	(7)
6	1,080	1,087	(9)
7	1,260	1,273	11
8	1,440	1,462	12
9	1,620	1,652	14
10	1,800	1,843	16
11	1,980	2,036	17
12	2,160	2,231	19
13	2,340	2,428	21
14	2,520	2,626	23
15	2,700	2,826	24
16	2,880	3,028	26
17	3,060	3,232	28
18	3,240	3,437	30
19	3,420	3,644	31
20	3,600	3,853	33
21	3,780	4,064	35
22	3,960	4,276	37
23	4,140	4,490	39
24	4,320	4,707	41
25	4,500	4,925	43
26	4,680	5,144	45
27	4,860	5,366	47
28	5,040	5,590	49
29	5,220	5,816	51
30	5,400	6,043	53
31	5,580	6,273	55
32	5,760	6,505	57
33	5,940	6,738	59
34	6,120	6,974	61
35	6,300	7,212	63
36	6,480	7,451	65
37	6,660	7,693	67
38	6,840	7,937	69
39	7,020	8,183	71
40	7,200	8,431	73

将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により変動（増減）します。

◆以下の前提で試算しています。

(2026年2月4日時点)

- ・この保険契約について、直近の保険年度末決算における年間掛金のうち保険期間を通して定期的に払い込む保険料および保険料積立金を維持していること。

- ・各引受保険会社の引受割合と基礎率の変更が無いこと。

◆掛金は払込期月の1日に全員分入金しているものとしています。

◆配当金の加算はないものとしています。

◆9月1日に加入するものとしています。

◆積立金を年金に換算する率（年金現価率）は、住友生命（事務幹事会社）のものを使用しています。

◆基本年金月額が1万円未満の場合は一時金受取のみとなります。なお、（ ）内は参考数値です。

⑥ 加入日（増口日）

◆月払 9月1日

なお、増口の場合、払込満了年齢までの期間が10年以上あることを要します。

減口はできません。

⑦ 掛金払込満了時の給付内容

【A】終身保障（一時払退職後終身保険）

- ・払込満了時の積立金を一時払保険料として払い込み、終身保険に加入（転換）します。（ただし、払込期間満了時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。）
- ・終身にわたり、被保険者の死亡または高度障害に対して保険金が支払われるしくみの個人保険です。
- ・転換の手續きに当たっては、転換時にお渡しする「ご契約のしおり 定款・約款」、「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」を受取りのうえ必ずお読みください。

転換時期	払込満了年齢到達時とします。
保険金額	最高保険金額 3000 万円、最低保険金額 100 万円とします。 ※保険金額は転換時の積立金額および保険料率を基準にして計算しますので転換時にお渡しする「一時払退職後終身保険 契約概要・注意喚起情報」等を参照してください。
転換の取扱い	一時払退職後終身保険は当社を経由して加入者が直接契約していただきます。 その際、住友生命から保険金額等を記載した「保険証券」が送付されます。 転換後の保険金の請求は当社を経由せず住友生命に直接連絡してください。
加入申込みの手續き	一時払退職後終身保険の加入申込みの手續きは当社に連絡してください。
引受保険会社	この制度は当社が住友生命と締結した一時払退職後終身保険事務取扱協定に基づき運営されます。

【B】年金受取（拠出型企業年金保険）（選択できる年金種類は P13「⑨年金種類」を参照ください）

- ・払込満了年齢に達したとき、加入者に年金が支払われます。
- ・年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引き続き民法に基づく加入者の遺族（法定相続人）に年金が支払われます。

- ◆ 加入期間10年以上の方 ⇒ 確定年金
（ただし、基本年金月額が1万円未満の場合は一時金受取のみとなります。）

【C】一時金受取（拠出型企業年金保険）

払込満了時の積立金が加入者に支払われます。

⑧ 掛金払込期間中の取扱い

◆脱退された場合

脱退一時金	脱退時点の積立金(脱退一時金)が加入者に支払われます。
終身保障	中途脱退時の直前2年以上継続加入されていた方は払込満了年齢到達前に退職された場合でも50歳以上で、かつ保険金額が100万円以上であれば、一時払退職後終身保険に転換できます。ただし、告知または健康診査の結果による健康状態、中途脱退時の金利情勢等によっては転換できないことがあります。
年金受取	加入期間2年以上かつ脱退時の年齢が50歳以上の方 ⇒ 確定年金 （ただし、基本年金月額が1万円未満の場合は一時金受取のみとなります。）

◆死亡された場合【遺族一時金】

死亡時点の積立金に月払 1 口あたり 3,000円を加算した金額が、遺族一時金として遺族に支払われます。

⑨ 年金種類

選択できる年金種類は次のとおりです。

年金種類	給付内容	基本年金月額 1 万円を受け取るために必要な積立金額 (この金額は住友生命(事務幹事会社)のものであり、今後の経済情勢などにより変動することがあります。)	
確定年金	年金受取期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。	10年確定年金	1,140,333円

⑩ 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

⑪ 引受保険会社について

※ 2026年2月6日現在

下記の引受保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社名】

- ・住友生命保険相互会社[事務幹事会社] ・第一生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社 ・明治安田生命保険相互会社

※引受保険会社と引受割合は今後変更することがあります。

※配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。



年金や一時金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P15 注意喚起情報「④年金・一時金などが支払われない場合について」

税務について

拠出型企業年金保険

保険料	加入者が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。
年金	雑所得として課税対象となります。
脱退一時金 払込満了時の一時金	一時所得として課税対象となります。 ・同年度その他の一時所得がある場合は、一時所得の合計から50万円の特別控除額が控除されます。
遺族一時金	相続税の課税対象となります。 ・受取人が法定相続人の場合は所定の非課税枠があります。非課税枠は他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。

一時払退職後終身保険

一時払退職後終身保険 転換時の取扱い	転換時の積立金は、一旦一時所得として課税され、一時払退職後終身保険の一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。
-----------------------	--

※ 個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2025年8月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

生命保険料控除に関する税制改正について

2012年1月1日以降の新契約から、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました。当制度は、2011年12月31日以前に発足しておりますので適用限度額は従来どおり変更ありません。(2012年1月1日以降に新規加入・増口された部分も同様の取扱いとなります。) 他にご加入の保険契約がある場合、内容によっては取扱いが異なりますので個別の税務の取扱い等は所轄の税務署等にご確認ください。

個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当社(契約者)は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)を当社が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて当社が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社(事務幹事会社)は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供(関連会社・提携会社を含む)、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当社、他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

注意喚起情報

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当社（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「(追加) 加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当社の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

③ 申込み時 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります。**

④ 請求時 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も、他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となることがあります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、拠出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

⑤ 請求時 脱退・払出し時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料および拠出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります。**



⑥ 諸制度 年金・一時金などをめれなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当社担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当社担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額・一時金額などが削減されることがあります。**
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拋出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（年金サービス室）

 **0120-307990**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

●証券番号：363030102

●契約者名：株式会社 クラフティア

申 込 書 記 入 例

【ご注意】 「新規にご加入の方」と「増口を申込みされる方」のみご提出ください。
既にご加入の方で加入内容に変更のない方は、申込書の提出は不要です。

新規加入の方

加入申込書

ご契約者
ご使用欄 (会員番号等のチェックにご使用下さい)

団体積立終身保険
住友生命保険相互会社 行 以下の者について加入資格を満たしていることを確認し、
下記申込日付にて当契約の加入を申込みます。
次のとおり申込みいたします。申込みにあたり、私は現在正常に勤務しています。

ご契約者記入欄

契約者
株式会社 クラフティア

事務担当者氏名
(ご記入ください。ご記入に代わり押印でも結構です。)

加入案内用資料を読み、重要な事項(契約概要・注意喚起情報等)の内容、
個人情報の取扱いおよび申込内容が自らの意向(ニーズ)に沿ったもので
あることを確認・同意のうえ、契約者あて当制度への加入を申込みます。

ご署名

九州 太郎

ご加入者(被保険者)記入欄

申込日	8年 6月 10日
証券番号	3 6 3 0 3 0 1 0 2
被保険者番号	
所属コード	01010410
社員コード	820520
フリガナ	キョウシュウ タロウ
姓	九州 太郎
性別	男=1 女=2 1
生年月日	元号：昭和=3 平成=4 令和=5 4 0 5 0 3 0 5
制度区分	

申込区分
1

新規=1
増口=2

お 申 込 内 容

月払 1口掛金額 3,000 円	住友生命 使用欄	ご加入年月	住友生命 使用欄	既加入口数	お申込口数	お申込掛金額	合計掛金額
	45	元号：年 月 日 令和 8 9 1		*****	千 口 3	千 円 9 0 0 0	千 円 *****
	*			*****	*****	*****	*****

増口の方

加入申込書

ご契約者
ご使用欄 (会員番号等のチェックにご使用下さい)

団体積立終身保険
住友生命保険相互会社 行 以下の者について加入資格を満たしていることを確認し、
下記申込日付にて当契約の加入を申込みます。
次のとおり申込みいたします。申込みにあたり、私は現在正常に勤務しています。

ご契約者記入欄

契約者
株式会社 クラフティア

事務担当者氏名
(ご記入ください。ご記入に代わり押印でも結構です。)

加入案内用資料を読み、重要な事項(契約概要・注意喚起情報等)の内容、
個人情報の取扱いおよび申込内容が自らの意向(ニーズ)に沿ったもので
あることを確認・同意のうえ、契約者あて当制度への加入を申込みます。

ご署名

九州 次郎

ご加入者(被保険者)記入欄

申込日	8年 6月 10日
証券番号	3 6 3 0 3 0 1 0 2
被保険者番号	9 3 9 3 0 4 4 5 1 2 3
所属コード	01010421
社員コード	851193
フリガナ	キョウシュウ ジロウ
姓	九州 次郎
性別	男=1 女=2 1
生年月日	元号：昭和=3 平成=4 令和=5 3 6 3 0 4 0 1
制度区分	

申込区分
2

新規=1
増口=2

お 申 込 内 容

月払 1口掛金額 3,000 円	住友生命 使用欄	ご加入年月	住友生命 使用欄	既加入口数	お申込口数	お申込掛金額	合計掛金額
	45	元号：年 月 日 令和 8 9 1		5口	千 口 3	千 円 9 0 0 0	千 円 2 4 0 0 0
	*			*****	*****	*****	*****

増口分を記入して下さい

既加入分と増加分との合計額です

2026
年度

株式会社クラフティアおよび関連会社役職員の皆さまへ

団体総合生活補償保険のご案内

団体総合生活補償保険普通保険約款+傷害補償(標準型)特約+交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約+日常生活賠償特約+天災危険補償特約
団体総合生活補償保険普通保険約款+傷害補償(標準型)特約+交通事故危険のみ補償特約

年に1度の募集です。この機会に是非ご加入ください!!

【ご注意】2025年10月商品改定により補償内容・保険料が変更になっております。
自動継続される方も必ず内容をご確認ください。

〈現契約適用割引〉

団体割引 ▶ **20%**

損害率による割引が
適用になります。 ▶ **5%**

〈本募集の適用割引〉

団体割引 ▶ **20%**

損害率による割引が
適用になります。 ▶ **5%**

※上記団体割引は、被保険者数1,000名以上5,000名未満で算出しています。



募集期間 2026年6月1日(月)～6月19日(金)

募集締切日 2026年6月19日(金)

保険期間(ご契約期間) 2026年9月1日午後4時～1年間

保険料の払込方法 2026年9月より毎月給与天引させていただきます。

加入申込票

新規加入・変更・解約される方のみ加入申込票に必要事項をご記入いただき署名のうえご提出ください。

提出先 加入申込票は株式会社 九電工ホーム 保険事業部までご提出ください。

※この保険は株式会社クラフティアを保険契約者とし、株式会社クラフティアおよび関連会社の役職員を加入者とする「団体総合生活補償保険」の団体契約です。
※被保険者(補償の対象となる方)ご本人の範囲:株式会社クラフティアおよび関連会社の役職員本人、役職員の配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、役職員と同居されている親族からお選びいただいた方「ご本人」です。

取扱代理店 株式会社 九電工ホーム

〒810-0011福岡市中央区高砂2丁目10番1号 TEL092(533)4153

引受保険会社(引受割合) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(引受幹事保険会社)(50.0%)

東京海上日動火災保険株式会社(26.0%) AIG損害保険株式会社(8.0%) 損害保険ジャパン株式会社(4.0%)

三井住友海上火災保険株式会社(10.0%) 日新火災海上保険株式会社(2.0%)

※この保険契約は6社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は幹事会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

※実際に引受けを行う保険会社、およびその引受割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

ワイド補償コース

団体総合生活補償保険普通保険約款+傷害補償(標準型)特約+交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約+日常生活賠償特約+天災危険補償特約

日本国内・国外を問わず、「交通事故・仕事中・スポーツ中・旅行中」や日常生活におけるケガなどを補償します。



天災によるケガ
(地震・噴火・津波)



日常生活における法律上の損害賠償責任に対して**1億円**を限度に補償します。

おすすめ
コース

ワイド補償コース

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数 180日、免責期間 0日
傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数 90日、免責期間 0日

契約パターン	A 型				B 型				C 型				D 型(注)			
補償項目	傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院保険 金日額	傷害手術 保険金	傷害通院保険 金日額	傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院保険 金日額	傷害手術 保険金	傷害通院保険 金日額	傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院保険 金日額	傷害手術 保険金	傷害通院保険 金日額	傷害死亡・後遺障害 保険金額	傷害入院保険 金日額	傷害手術 保険金	傷害通院保険 金日額
交通事故等の場合	350万円	4,000円	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額×10	3,000円	780万円	8,000円	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額×10	6,000円	1,230万円	12,000円	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額×10	9,000円	1,715万円	16,000円	入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額×10	12,000円
その他偶然な事故	150万円	1,500円	上記以外:傷害入院保険金日額×5	1,000円	330万円	3,000円	上記以外:傷害入院保険金日額×5	2,000円	530万円	4,500円	上記以外:傷害入院保険金日額×5	3,000円	715万円	6,000円	上記以外:傷害入院保険金日額×5	4,000円
日常生活賠償 保険金額(免責金額 0円)	1億円				1億円				1億円				1億円			
毎月の保険料	940円				1,790円				2,670円				3,560円			

*上記記載の保険料は、団体割引 20% (被保険者数 1,000 名以上 5,000 名未満)、損害率による割引 5%を適用しています。

上記保険料は、前年度の以下の職種級別ごとの人数等により平均して算出しております。被保険者の職種級別によって保険料は異なりますが、加入申込票に記入の職業名・職種名と職種級別が正しい内容になっているか、ご確認ください。下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受幹事保険会社までお問合わせください。

職種級別A…会社事務員、医師など下記職種級別B以外の職業従事者、および主婦・学生・無職者など

職種級別B…農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者

※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

乗車中のケガ



運転を誤って電柱に衝突

天災によるケガ



地震により家具が倒れてケガ

スポーツ中のケガ



スキー中の転倒によるケガ

日常生活における法律上の損害賠償責任事故

(示談交渉サービスつき*)



自転車で他人にケガをさせた



日本国内で、電車等を運行不能にさせたことにより負担する法律上の損害賠償も補償します。

ご加入手続きについて

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

※日常生活賠償について、上記事故例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

*示談交渉サービスについて、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

1 新規加入・変更・解約される方のみ加入申込票をご提出ください。継続加入の方は特段のお申出がない限り、前年と同型で継続されます。

前年と同型で継続される場合も、継続後の保険料をご確認ください。

継続契約について、2026年9月1日補償開始のご契約および次年度以降については、ご加入内容の変更または継続しない旨のお申出のない限り、ご継続時に株式会社クラフティアおよび関連会社の役員である場合に限り前回の保険契約と同一内容(注)の型で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の保険料率によって計算されます。

(注)傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。

(※)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

2 ワイド補償コースへのご加入をおすすめします。

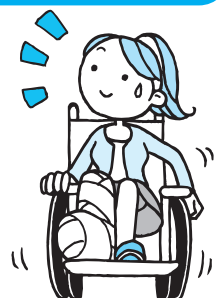
交通事故傷害補償コースにご加入の方でワイド補償コースへ切替えの場合は、加入申込票ワイド補償コースご記入欄へ加入型番をご記入のうえ、交通事故傷害補償コースご記入欄の右端「解約」に○を記入してください。

(切替える全ての被保険者毎に○を記入してください。)

3 変更(増額、減額)の方は、各被保険者(補償の対象となる方)の型欄に変更後の型をご記入ください。

4 ワイド補償コースD型、交通事故傷害補償コース4型ご加入の方へのご注意

- ・保険始期日時点で被保険者(補償の対象となる方)の年齢が満15才未満の場合には、D型・4型にはご加入いただけません。
- ・ご加入にあたっては、加入者と被保険者が異なる場合には、被保険者の同意が必要となります。



交通事故傷害補償コース

団体総合生活補償保険普通保険約款+
傷害補償(標準型)特約+
交通事故危険のみ補償特約

日本国内・国外を問わず、**交通事故等**によるケガを補償します。

契約パターン	1 型				2 型				3 型				4 型(注) (注)15才未満の方はご加入できません。			
補償項目	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害 入院保険 金日額	傷害 手術 保険金	傷害 通院保険 金日額	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害 入院保険 金日額	傷害 手術 保険金	傷害 通院保険 金日額	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害 入院保険 金日額	傷害 手術 保険金	傷害 通院保険 金日額	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害 入院保険 金日額	傷害 手術 保険金	傷害 通院保険 金日額
保険金額	300万円	5,000円	※	3,000円	680万円	9,000円	※	6,000円	1,070万円	13,000円	※	9,000円	1,350万円	18,000円	※	12,000円
毎月の保険料	430円				880円				1,320円				1,750円			

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日、免責期間0日

傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日

*上記記載の保険料は、団体割引20% (被保険者数1,000名以上5,000名未満) 適用、損害率による割引5%を適用しています。

※入院中に受けた手術:傷害入院保険金日額×10

上記以外:傷害入院保険金日額×5

日本国内・国外を問わず交通事故等で次のようなケガをしたとき、保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用機に乗ったり運転している間の事故によるケガ
- ② 乗客として駅の改札口を入ってから、改札口を出るまでの間の事故によるケガ
- ③ 交通乗用機と衝突したり接触したりして受けたケガ
- ④ 交通乗用機の火災によるケガ

など

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金請求について

事故報告は30日以内をお願いします

もし、事故が起こった場合には、30日以内に各支店担当者を通じて所定の用紙で事故の報告をお願いいたします。
ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

支払対象期間について

事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院・通院を対象として、入院日数180日・通院日数は通算90日が限度となります(免責期間0日)。また入院・通院は同一の日に重複してのお支払いはいたしません。

保険金をお支払いできない主な場合 — ワイド補償コース・交通事故傷害補償コース 共通 —

例えば以下のような場合には保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者(補償の対象となる方)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ② 被保険者(補償の対象となる方)の故意または重大な過失
- ③ 無資格運転(無免許運転)、酒気帯び運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④ 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波による事故(ワイド補償コースを除く)
- ⑤ 試運転、訓練、競技、興行のため乗物に乗っている間の事故
- ⑥ 脳疾患、病気、心神喪失
- ⑦ 医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛 など

日常生活賠償特約の被保険者(補償の対象となる方)の範囲

日常生活賠償特約の被保険者(補償の対象となる方)は、被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者、被保険者ご本人または配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)および別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子(下宿されている学生など)となります。

(※)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償(標準型)〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、加入者証記載の被保険者をいいます。

■傷害補償(標準型)特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害（「ケガ※1」といいます）に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 運行中の交通乗用具※2に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ

※1 ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

※2 交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

2. 傷害補償(標準型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより死亡したときは、増額部分の保険金額（保険期間中に後遺障害に対して既にお支払いした増額部分の保険金がある場合は、その額を差し引いた額）を加算してお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物※1等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※3 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① 原因がいかなるときでも、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※4 ② 入浴中の溺水※5。ただし、保険金をお支払いすべきケガによる場合は保険金をお支払いします。 ③ 原因がいかなるときでも、誤嚥※6によって発生した肺炎 ④ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など ※1 指定薬物とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。 ※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車等の特約により保険金お支払いの対象となります。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合 (4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより後遺障害を被ったときは、増額部分の保険金額に上記算式の保険金支払割合を乗じた額を加算してお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して増額部分の保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。 ※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより入院したときは、増額部分の入院保険金日額に入院日数を乗じた額を加算してお支払いします。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術	①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 <p>②先進医療（*1）に該当する診療行為（*2）</p> <p>（*1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（*2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>②上記①以外の手術</p> <p>傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 1事故につき、1回の手術に限り、かつ、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。</p> <p>※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより手術を受けたときは、増額部分の入院保険金日額の10倍（上記①）または5倍（上記②）を加算してお支払いします。</p>	<p>※3 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※4 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※5 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。</p> <p>※6 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管に入ることを入ります。</p> <p>（3）次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故ア。乗用具（*1）を用いて競技等（*2）をしている間（ウ。に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（*2）をしている間」を除きます）</p> <p>イ。乗用具（*1）を用いて競技等（*2）を行うことを目的とする場所において、競技等（*2）に準ずる方法・態様により、乗用具（*1）を使用している間（ウ。に該当しない「道路上で競技等（*2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ。法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（*2）をしている間または競技等（*2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>②被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいいます。登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>③被保険者の範囲に関する特約がセットされた場合は、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>など</p> <p>（*1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。</p> <p>（*2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転もしくは操縦）をいいます。</p>
<p>傷害通院保険金</p>	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日以降に、通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療を受けることをいいます。</p> <p>※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は、通院に含みません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。</p> <p>※ 通院しない場合であっても、約款所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を通院日数に含めてお支払いします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限り、かつ、</p> <p>※ 「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」がセットされた場合、前記1. ②のケガにより通院したときは、増額部分の通院保険金日額に通院日数を乗じた額を加算してお支払いします。</p>	<p>○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合および「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」による増額部分</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故ア。交通乗用具を用いて競技等（*）をしている間（ウ。に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等（*）をしている間」を除きます）</p> <p>イ。交通乗用具を用いて競技等（*）を行うことを目的とする場所において、競技等（*）に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間（ウ。に該当しない「道路上で競技等（*）に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます）</p> <p>ウ。法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（*）をしている間または競技等（*）に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用し</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>ている間</p> <p>②船舶に搭乗することを職務とする被保険者（養成所の職員・生徒である場合を含みます）が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</p> <p>③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故</p> <p>④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故</p> <p>⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故</p> <p>など</p> <p>(*) 競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）、訓練（自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。</p>

その他の費用の補償

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	配偶者※2	同居の親族※3 別居の未婚※4の子
日常生活賠償特約		○	○	○

※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>+</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>-</p> <p>免責金額(*) (0円)</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p>



特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。</p> <p>※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みません。</p>	<p>の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3</p> <p>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受幹事保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受幹事保険会社にお問合わせください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 万一事故が起こった場合には30日以内に取扱代理店または引受幹事保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。
- ご加入の後に次の通知事項が発生したときは、遅滞なく取扱代理店または引受幹事保険会社へご連絡ください。
被保険者本人の職業・職務を変更した場合（ワイド補償コースにご加入された場合）
（注）ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- 加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%（注）まで補償されます。（注）破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は取扱代理店または引受幹事保険会社にお問合わせください。
- 団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（株式会社クラフティア）に交付されます。

【取扱代理店】
株式会社 九電工ホーム
〒810-0011 福岡市中央区高砂2丁目10番1号 TEL092(533)4153

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（引受幹事保険会社）
福岡営業開発部 営業開発第二課
〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG.
TEL050-3461-8245

重要事項のご説明

契約概要のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

2025年10月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害(以下「ケガ」といいます)を被った場合などを補償する保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。(注)	傷害補償(標準型)特約

(注)「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は、交通事故や交通乗用具の火災によって被ったケガに限り保険金をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲

- ①ご契約内容により被保険者となれる方が限定されている場合があります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。
- ②基本となる補償の被保険者の範囲は、加入者証に被保険者として記載された「ご本人」となります。
- ③次の特約の被保険者は上記②で選択した被保険者の範囲に関わらず以下のとおりです。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者(注1)	本人またはその配偶者(注1)の同居の親族(注2)・別居の未婚(注3)の子
日常生活賠償特約	○(注4)	○(注4)	○(注4)

(注1)配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

(注2)親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注3)未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注4)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

- ④上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

2 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> ●脳疾患、病気、心神喪失によるケガ ●自動車等(注1)の無資格運転中、酒気帯び運転中、麻薬等を使用している運転中のケガ ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2) ●細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ●入浴中の溺水(引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします) ●原因がいかなくとも、誤嚥によって発生した肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>

(注1)「保険金をお支払いできない主な場合」において、自動車等とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

(注2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

- 保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高額療養費制度等の公的保険制度(注)などを踏まえて設定してください。

(注)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客さまの保険期間は、2026年9月1日午後4時から1年間となります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。



(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明

注意喚起情報のご説明(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

2025年10月

■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。

■申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 次に①において、②に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

①被保険者の職業・職務(注1)

②同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

●傷害補償(標準型)特約の職種級別表 ※「交通事故危険のみ補償特約」をセットする場合は除きます。

級別	職業例
A	●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者 等
B	●農林業作業員 ●採鉱・採石作業員 ●木・竹・草・つる製品製造作業員 ●漁業作業員 ●自動車運転者(助手を含む) ●建設作業員

(注2) タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険等を行い、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

4 傷害死亡保険金受取人

(1) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。

(2) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。

5 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

6 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

(1) ご加入後、次の事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項

被保険者本人の職業・職務を変更した場合(注)

(注) 「交通事故危険のみ補償特約」をセットする場合は除きます。

(2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業

(3) 次の事項が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、契約条件を変更する場合

7 補償の開始・終了時期

(1) 補償の開始: 始期日の午後4時に始まります。

(2) 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

8 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2 基本となる補償等（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9 保険料の払込猶予期間等の取扱い

分割払でご契約の場合、引受保険会社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込分の保険料を請求することがあります。

10 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

11 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ご契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

12 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

13 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<その他ご注意いただきたいこと>

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 被保険者が死亡（注1）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注2）

（注1）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

（注2）上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。
- (3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、**<別表「保険金請求書類」>**のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて**<別表「保険金請求書類」>**以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(6)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本） など		
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 【質権が設定されている場合】・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書 など		

(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など） ・死亡診断書または死体検案書 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・引受保険会社の定める診断書 ・領収書 ・後遺障害診断書 ・レントゲン等の検査資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・運転資格を証する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書） など
(6) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
① 保険事故の発生を示す書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書・事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類） ・賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿 ・預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
② 保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書 ・損害賠償内容申告書 ・示談書またはこれに代わるべき書類 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書または死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の費用の支出を示す書類 ・受領している年金額の確認資料 ・労災からの支給額の確認資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。
 1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」「職業・職務」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 2. 「他の保険契約等」「保険金請求歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②保険金額（ご契約金額）（コースや型など）
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償、ご家族を含めたの補償など）
 ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりを設定であることをご確認ください。
 4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット可否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	株式会社 九電工ホーム
【電話番号】	092-533-4153 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
0120-101-060 (無料)	遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。
<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日 9:00~17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名(株式会社クラフティア)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料) <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852 (有料)におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- 受付時間[平日 9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

サービスのご案内

ワイド補償コース、交通事故傷害補償コースに加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）



【CareWiz トルト for me】

- 歩行機能分析
- 口腔機能分析

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
- ※「生活安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※「生活安心サポート」はサービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必要です。
- ※「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。
- ※「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。
- ※上記は「生活安心サポート」「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

(2026年5月承認) A26-100331



Memo

()



団体総合生活補償保険加入申込票記入例

「加入申込票」に必要事項をご記入いただき、ご署名(フルネーム)のうえで提出ください。
 ※従来の内容でご継続される場合は、自動継続となりますので、加入申込票をご提出していただく必要はありません。

【加入申込日】

加入申込票に記入された日をご記入ください。

【加入区分】

該当に○印をしてください。

新規: 新規でご加入される場合

変更: 従来の内容を変更される場合

全員解約: 被保険者全員を解約される場合

※被保険者単位で脱退の場合は、「変更」に○印をして、脱退する被保険者欄の区分「解約」に○印をご記入ください。

株式会社 クラフティア 御中
 2026年度(株)クラフティア 団体総合生活補償保険加入申込票

提出先 株式会社九電工ホーム 保険事業部 まで

加入区分 新規 変更 全員解約

加入者番号 006

申込日(加入日) 令和 年 月 日

氏名 (漢字)フルネームでご記入ください。 団体名 KKクラフティア

勤務先名(カナ) 勤務先

生年月日 年 月 日 性別 所属コード

住所 (カナ) 社員番号

【加入申込人本人】

加入申込人について下記項目をご記入ください。

- ・住所(カナ)
- ・所属コード(勤務先)
- ・氏名(カナ・漢字)
- ・社員番号

※漢字欄には申込人ご自身がご署名(フルネーム)ください。

ワイド補償コースご記入欄

6	符号	被保険者名	生年月日	性別	※職種名・職業名(カナ)	※職種コード	現在の加入の型
	01	カネ	年 月 日	男			型
	02	カネ	年 月 日	男			型
	03	カネ	年 月 日	男			型
	04	カネ	年 月 日	男			型
	05	カネ	年 月 日	男			型

【区分欄(ワイド補償コース:解約欄)】

継続されない場合に○をご記入ください。

符号	被保険者名	区分
01	カネ	型
02	カネ	型
03	カネ	型
04	カネ	型
05	カネ	型

【区分欄(ワイド補償コース:解約欄)】

継続されない場合に○をご記入ください。

【保険金請求歴】

過去3年以内にケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがある方は、被保険者ご本人ごとに詳細をご記入ください。

被保険者氏名	会社名	回数	合計金額
			円
			円
			円

交通事故傷害補償コースご記入欄

6	符号	被保険者名	生年月日	性別	現在の加入の型
	11	カネ	年 月 日	男	型
	12	カネ	年 月 日	男	型
	13	カネ	年 月 日	男	型
	14	カネ	年 月 日	男	型
	15	カネ	年 月 日	男	型

【他の保険契約等欄】

有の場合、ご記入ください。

符号	被保険者名	区分
01	カネ	型
02	カネ	型
03	カネ	型
04	カネ	型
05	カネ	型

【区分欄(交通事故傷害補償コース:解約欄)】

継続されない場合に○をご記入ください。また交通事故傷害補償コースへ切替える場合にも○をご記入ください。

【被保険者欄】

補償の対象となる方のお名前、生年月日、性別、団体との関係、(ワイド補償コースのみ)職種級別をご記入ください。

【新規または変更後のご加入の型欄】

新規にご加入の場合、または型変更の場合にご記入ください。

記入内容を訂正される場合は、二重線で抹消しフルネーム署名で訂正いただき、正しい内容をご記入ください。

共通記入項目

申込人欄に生年月日・性別をご記入のうえ、署名をお願いいたします。

記入例1 新規にご加入される場合

- 1 加入区分欄の「新規」に○をしてください。
- 2 新規にご加入される型をご記入ください。
- 5 他の保険契約等欄にご記入ください(有の場合)。
- 6 被保険者欄に補償の対象となる方のお名前、生年月日、性別、団体との関係、職業名・職種名(カナ)、職種コードをご記入ください。

記入例2 ご加入内容を変更される場合

2-イ 交通事故傷害補償コースからワイド補償コースへ切り替えの場合

- 1 加入区分欄の「変更」に○印をしてください。
- 2 変更後のご加入の型欄(ワイド補償コース)にご加入の型をご記入ください。
- 3 区分欄(交通事故傷害補償コース:解約欄)に○印をしてください。
- 5 他の保険契約等欄にご記入ください(有の場合)。
- 6 被保険者欄に補償の対象となる方のお名前、生年月日、性別、団体との関係、職種名・職業名(カナ)、職種コードをご記入ください。

2-ロ 型を変更される場合(ワイド補償コース)

- 1 加入区分欄の「変更」に○印をしてください。
- 2 変更後のご加入の型欄(ワイド補償コース)に変更後の型をご記入ください。
- 5 他の保険契約等欄にご記入ください(有の場合)。

2-ハ 型を変更される場合(交通事故傷害補償コース)

- 1 加入区分欄の「変更」に○印をしてください。
- 2 変更後のご加入の型欄(交通事故傷害補償コース)に変更後の型をご記入ください。
- 5 他の保険契約等欄にご記入ください(有の場合)。

2-ニ 一部の方のみ解約される場合

- 1 加入区分欄の「変更」に○印をしてください。
- 3 4 区分欄(解約欄)に解約される方のみ○印をしてください。

記入例3 全員解約される場合

- 1 加入区分欄の「全員解約」に○印をしてください。その他の記入は不要です。

2026
年度

株式会社クラフティアおよび関連会社役職員の皆さまへ

団体ゴルファー保険のご案内

ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険

年に1度の募集です。
この機会に是非ご加入ください!!

【ご注意】2025年10月商品改定により補償内容・保険料が変更になっております。
自動継続される方も必ず内容をご確認ください。

ホールインワン・
アルバトロス
費用補償特約
(団体総合生活補償保険用)
セット

団体割引 **20%**、損害率による割引 **5%** 適用

※上記団体割引は、被保険者(補償の対象となる方)数1,000名以上5,000名未満で算出しています。

募集期間 2026年6月1日(月)～6月19日(金)

募集締切日 2026年6月19日(金)

保険期間(ご契約期間) 2026年9月1日午後4時～1年間

保険料の払込方法 2026年11月に給与天引させていただきます。(一時払)
加入申込票は株式会社 九電工ホーム 保険事業部までご提出ください。

取扱代理店 株式会社 九電工ホーム
〒810-0011 福岡市中央区高砂2丁目10番1号 TEL092(533)4153

引受保険会社(引受割合) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(引受幹事保険会社)(90.0%)
日新火災海上保険株式会社(10.0%)

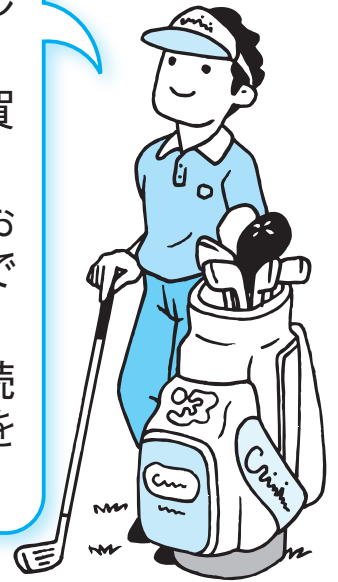
※この保険契約は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は引受割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は幹事会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

※実際に引受けを行う保険会社、およびその引受割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせいただけますようお願いいたします。

この保険は株式会社クラフティアを保険契約者とし、株式会社クラフティアおよび関連会社の役職員を加入者とする「ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険」の団体契約です。

団体ゴルファー保険の魅力

- ゴルフのプレー・練習中に発生した他人に対する賠償事故やご自身の傷害事故はもちろん、ゴルフ場敷地内での用品の盗難に対しても保険金をお支払いします。
- ホールインワンまたはアルバトロス達成による祝賀会などの費用もお支払いの対象です。
- 団体割引20%、損害率による割引5%を適用しておりますので、一般でご加入されるより割安な保険料でご加入になれます。
- 補償内容をご確認のうえ、同一のコース名でご継続される方は、自動継続となりますので、加入申込票をご提出していただく必要はありません。

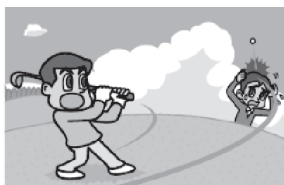


主な事故の内容と保険金お支払例

法律上の損害賠償

(ゴルファー賠償責任保険特約(示談交渉サービス付き))

ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、保険金をお支払いします。



*示談交渉サービスについて、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

ご自身の傷害

(ゴルファー傷害補償特約)

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、各保険金をお支払いします。



用品の損害

(ゴルフ用品補償特約)

ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合、保険金をお支払いします。

- ① ゴルフ用品の盗難(注)
- ② ゴルフクラブの破損または曲損



(注) ゴルフボールについては、他のゴルフ用品と同時に発生した場合のみ補償対象となります。

ホールインワン費用およびアルバトロス費用

(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
(団体総合生活補償保険用))

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、費用を負担した場合、保険金をお支払いします。(実費)

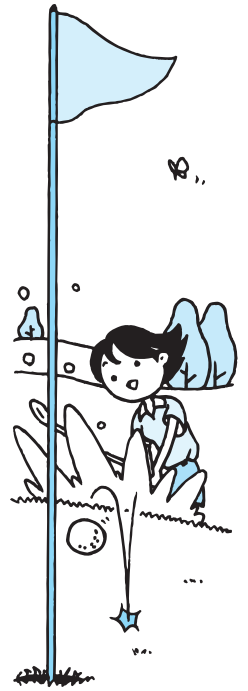


※補償内容、保険金をお支払いする主な場合・お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額・保険金をお支払いできない主な場合は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明(団体ゴルファー保険)」をご覧ください。

保険金額(ご契約金額)とコース別保険料

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数180日・免責期間0日
 傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日

契約パターン	V(VIP)コース	1コース	2コース	3コース	
保険金額(ご契約金額)	ゴルフア－賠償責任保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)	1億円	1億円	5,000万円	3,000万円
	傷害死亡・後遺障害 保険金額	600万円	500万円	400万円	220万円
	傷害入院保険金 (日額)	8,500円	7,000円	6,000円	4,500円
	傷害通院保険金 (日額)	4,600円	3,600円	2,700円	1,600円
	傷害手術保険金	【入院中の手術】傷害入院保険金日額の 10倍		【入院中以外の手術】傷害入院保険金日額の 5倍	
	ゴルフ用品保険金額	30万円	30万円	20万円	10万円
	ホールインワン・ アルバトロス費用保険金額	60万円	35万円	15万円	5万円
一時払保険料	10,000円	7,000円	4,000円	2,000円	



※上記保険料は、団体割引20%(被保険者数1,000名以上5,000名未満)、損害率による割引5%適用の保険料です。

募集種目	団体ゴルフア－保険(ゴルフア－賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険)
保険期間 (ご契約期間)	2026年9月1日午後4時～1年間
被保険者の範囲 (補償の対象となる方)	<ul style="list-style-type: none"> ●下記からお選びいただいた方が被保険者ご本人となります。 株式会社クラフティアおよび関連会社の役職員および配偶者、子ども、両親および兄弟姉妹、役職員と同居している親族 ※ゴルフア－賠償責任保険金については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
募集期間	2026年6月1日(月)～2026年6月19日(金)
募集締切日	2026年6月19日(金)
お申し込み方法	加入申込票(別紙)に必要事項を記入のうえ、(株)九電工ホーム 保険事業部までご提出ください。
保険料払込	一時払…2026年11月の給与より引去り
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●継続しない場合や変更のある場合はお申出ください。 ご加入内容の変更または継続しない旨のお申出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。 ●この保険の対象となるゴルフにはケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含まれません。

- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

取扱代理店

株式会社 九電工ホーム

〒810-0011 福岡市中央区高砂2丁目10番1号 TEL092(533)4153

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(引受幹事保険会社)

福岡営業開発部 営業開発第二課

〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG.
 TEL050-3461-8245



お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <団体ゴルファー保険>

※「団体ゴルファー保険」は、ゴルファー賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、ゴルファー賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■用語のご説明

区分	用語	説明
共通	ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
	ゴルフの練習中、競技中または指導中	ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
ゴルファー傷害補償特約	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、 整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2 ※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 ※2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
	傷害手術保険金支払対象期間	事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 （注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療・オンライン診療により、治療を受けることをいいます。 （注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのもの、医師等による受診勧奨は、通院に含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ用品補償特約	ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他ゴルフ用に設計された物、被服類およびそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。
	ゴルフ用品の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。 （注）減価額は、ゴルフ用品が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、そのゴルフ用品の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、ゴルフ用品が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、そのゴルフ用品の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所におけるゴルフ用品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
	修理費	損害が発生した地および時において、損害が発生したゴルフ用品を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ゴルフ用品の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	ゴルフ用品に損害が発生した地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。

■ 団体ゴルファー保険の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 団体ゴルファー保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、ゴルファー賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルファー賠償責任保険特約 補償重複	法律上の損害賠償責任	日本国内外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	$ \begin{aligned} & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} \\ & - \text{免責金額} (*) \text{ (〇円)} \end{aligned} $ <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1回の事故につき、ゴルファー賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額がゴルファー賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>また、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)1の合計額が、損害の額(*)2を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*)1 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)2から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)1を限度とします。 <p>(*)1 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共</p>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ② 被保険者の使用人（被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2 ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	
ゴルフ場 傷害補償 特約	ご自身の 傷害 (ケガ)	<p>被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>①傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1</p> <p>③傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※2を超えて継続した場合</p> <p>④傷害手術保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>⑤傷害通院保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p> <p>※2 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>①傷害死亡保険金 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>②傷害後遺障害保険金 傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>③傷害入院保険金 傷害入院保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>④傷害手術保険金 1回の手術について次の額をお支払いします。 a. 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 b. 上記a. 以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記a. とb. の両方に該当する手術を受けた場合は、上記a. の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。</p> <p>⑤傷害通院保険金 傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合であっても、約款所定の部位を固定するために、ギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から約款所定の部位をギブス等装着により固定していることが確認できる場合に限りです。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑥ 被保険者に対する刑の執行 ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 入浴中の溺水※3。ただし、入浴中の溺水※3が、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金を支払います。 ③ 誤嚥※4によって発生した肺炎。この場合、誤嚥※4の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。 ④ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※3 溺水とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。 ※4 誤嚥とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。</p>

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルフ用品補償特約 補償重複	用品の損害 ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品に次のいずれかによって損害が発生した場合 ①ゴルフ用品の盗難。ただし、ゴルフボールの盗難は、他のゴルフ用品と同時に発生した場合に限りです。 ②ゴルフクラブの破損または曲損	①ゴルフ用品を修理できない場合 損害の額 ②ゴルフ用品を修理できる場合 修理によってゴルフ用品の価額が増加した場合は、その増加額(*)	①ゴルフ用品を修理できない場合 損害の額 ②ゴルフ用品を修理できる場合 修理によってゴルフ用品の価額が増加した場合は、その増加額(*) 修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者と同居する親族の故意 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 ⑥ ゴルフ用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはゴルフ用品を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害を除きます。 ⑦ ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑧ ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であつて、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害を除きます。 ⑨ ゴルフ用品の置き忘れ・紛失 ⑩ 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑪ 保険契約者、被保険者または保険金受取人（これらの方の法定代理人を含みます）の使用者もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為。ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害を除きます。 (2) 次の損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害 ② ゴルフボールのみの盗難による損害 ③ ゴルフクラブ以外の用品の破損または曲損による損害 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用) 補償重複	ホールインワン・アルパトロス費用 アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー-35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(*)したものに限りです。	ホールインワン・アルパトロス費用の額 <ホールインワン・アルパトロス費用> ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(ホールインワンまたはアルパトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます) ② 祝賀会費用 ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④ 同伴キャディに対する祝儀 ⑤ その他、慣習として支出することが適当な次	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 日本国外で達成したホールインワンまたはアルパトロス ② ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ③ ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など	

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者 (具体的には次の方をいいます)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場 使用人、ワン・オン・イ ベント業者、ゴルフ場で 工事中の造園業者、先 行・後続組のプレーヤー、 ゴルフ場内の売店運営業 者など</p> <p>ご注意</p> <p>キャディ帯同のない「セルフ プレー中」の場合は、原則と して、保険金のお支払い対象 となりませんのでご注意ください。 ただし、同伴競技者 以外の第三者の目撃(*)があ る場合にかぎり、保険金をお 支払いたします。</p> <p>※上記にかかわらず、次の場 合のホールインワンまたは アルバトロスもお支払いの 対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公式競技において、上記① または②のいずれかの目 撃(*)がある場合 ・ホールインワンまたはアル バトロスの達成が客観的 に確認できるビデオ映像 等がある場合 <p>(*)目撃とは、打ったボールがホー ルにカップインしたことをそ の場で確認することをいいま す(達成後に呼ばれてカップイ ンしたボールを確認した場合は 「目撃」に該当しません)。</p>	<p>の費用。ただし、ホールインワン・アルバト ロス費用保険金額の10%を限度とします。</p> <p>ア. 社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発 展に役立つ各種費用</p> <p>イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用</p> <p>ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホ ールインワンまたはアルバトロスを記念 して作成するモニュメント等の費用</p> <p>※ 1回のホールインワンまたはアルバトロ スにつき、ホールインワン・アルバトロス 費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保 険契約等がある場合において、それぞれの 保険契約または共済契約の支払責任額(* 1)の合計額が、支払限度額(*2)を超え るときは、下記の額を保険金としてお支払 いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済 金が支払われていない場合は、この保 険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済 金が支払われた場合は、支払限度額(* 2)から他の保険契約等から支払われた 保険金または共済金の合計額を差し引 いた残額。ただし、この保険契約の支 払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないも のとして算出した支払うべき保険金また は共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 支払限度額とは、この保険契約および他 の保険契約等の支払責任額のうち最も高 い支払責任額とします。</p> <p>この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険 種類の特約や引受保険会社以外の保険契約また は共済契約を含みます)に複数ご加入されても、 お支払いする保険金の額は、それらのご契約のう ち最も高い保険金額が限度となります。それぞ れの保険契約等から重複して保険金をお支払いでき ませんのでご注意ください。</p>	

[手術保険金お支払例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは「ゴルファー賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受幹事保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受幹事保険会社にお問い合わせください。
- この保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および保険証券は、保険契約者(株式会社クラフティア)に交付されます。

重要事項のご説明 **契約概要のご説明(団体ゴルファー保険)** **2025年10月**

- ご加入に際しては保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注) ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 「団体ゴルファー保険」は、ゴルファー賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

この書面における主な用語について説明します。

ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用が有料（注）のものをいいます。 <small>(注) 有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。</small>
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習中、競技中または指導中	ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

1 商品の仕組み

- (1) 商品の仕組み
 団体ゴルファー保険（注）は、日本国内または国外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を基本補償とする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
(注) 団体総合生活補償保険にゴルファー賠償責任保険特約をセットしています。
- (2) 被保険者の範囲
 基本となる補償の被保険者の範囲は次のとおりです。
- ①被保険者本人
 - ②上記①の方が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（注1）
(注1) 親族とは、6親等内の血族、配偶者（注2）および3親等内の姻族をいいます。
(注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

2 基本となる補償等

- (1) 保険金をお支払いする場合
 「保険金をお支払いする場合」についての詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (2) 保険金をお支払いできない主な場合
 保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意によって発生した損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- 被保険者が他人から借りたり預かっていたりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任。ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任を含みません。

など

- (3) セットできる主な特約とその概要
 ご希望によりセットできる主な特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (4) 保険金額の設定
 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
 また、お客さまの保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- (5) 保険期間
 お客さまの保険期間は、2026年9月1日午後4時から1年間となります。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み
 保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。
- (2) 保険料の払込方法
 お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 **団体ゴルファー保険**



- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。
- 「団体ゴルフ保険」は、ゴルフ保険賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。

1告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項

この保険契約で保険金支払の対象となる損害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無
(注) タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。

3複数のご契約があるお客さまへ

- 補償内容が同様の保険契約(この保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。
※2 補償が重複する可能性のある主な特約は、別紙「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。
- ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)をセットした場合、この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4傷害死亡保険金受取人(ゴルフ保険傷害補償特約をセットした場合)

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。

5通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

加入条件を変更する場合等の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

6補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始: 始期日の午後4時に始まります。
- (2) 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償**等(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9被保険者からの解約(ゴルフ保険傷害補償特約をセットした場合)

ゴルフ保険傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方で、次の①から⑥のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者にゴルフ保険傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、ゴルフ保険傷害補償特約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①ゴルフ保険傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・引受保険会社にゴルフ保険傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合

- ・この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度にその被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、ゴルフ傷害補償特約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、ゴルフ傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、ゴルフ傷害補償特約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、補償の対象となります。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について（ゴルフ傷害補償特約をセットした場合）

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問い合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

(1) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。

①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②ゴルフ傷害補償特約をセットし、被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。

(3) 被保険者が死亡（注）した場合は、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）ゴルフ傷害補償特約の傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、その特約部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。

②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合

⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

■共同保険について

あおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。あおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

(1) 事故が起こった場合、遅滞なく（ゴルフ傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に）取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申出ください。

(3) 賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生したゴルフ賠償責任特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生したゴルフ賠償責任

保険特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額がゴルフ賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- ・ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(4) ゴルフ用品補償特約をセットした場合で、ゴルフ用品が盗難事故にあった場合は、遅滞なく警察に届け出てください。

(5) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額（注2）をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額（注2）を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

（注1）お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。

（注2）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）」に関するご注意

保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロス（以下「ホールインワン等」といいます）は、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の「対象となるホールインワン等」に該当するものに限ります。また、保険金を請求する際には、必ず、ホールインワン・アルバトロス費用の支払を証明する領収書と次の「ホールインワン等を証明する書類または証拠」の提出が必要となります。

対象となるホールインワン等	ホールインワン等を証明する書類または証拠		
① 次のア、イの両方が目撃（注）したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者（具体的には次の方をいいます） <small>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など</small>	同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	同伴競技者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書	被保険者がホールインワン等を達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者が記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書
② ホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等があるホールインワン等	被保険者がホールインワン等を達成したことが確認できるビデオ映像等		
③ 公式競技において、上記①ア、イのいずれかの目撃（注）があるホールインワン等	同伴競技者または同伴競技者以外の第三者が署名または記名押印した引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書		

ご注意 キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃（注）がある場合またはホールインワン等の達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。

（注）目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。

4 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金を受け取るべき方より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

5 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

● 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

6 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

7 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<別表「保険金請求書類」>

(1) 保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）

(2) 引受保険会社の定める損害（事故）状況報告書

事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告する書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか、(4)①、③、(5)①、③、(6)①、③または(7)①、③に掲げる書類も必要な場合があります。	
(3) 保険金の請求権をもつことの確認書類	
書類の例	・印鑑証明、資格証明書 ・委任状 ・戸籍謄本 ・家族関係の証明書類（住民票） など
(4) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
①賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・示談書またはこれに代わるべき書類 ・修理見積書、請求明細書、領収書 ・休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書） ・交通費、諸費用の明細書 ・購入時の領収書、保証書、仕様書 ・図面（配置図、建物図面） ・引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・レントゲンなどの検査資料 ・死亡診断書、死体検案書 ・葬儀費明細書、領収書 ・その他の支出した費用の額を示す書類 ・受領している年金額を示す資料 ・労災からの支給額を示す資料 など
③その他の書類	
書類の例	・先取特権に関わる書類（被害者への賠償金の支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(5) 傷害（ケガ）に関する保険金の支払いを請求する場合に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・交通事故証明書またはこれに代わる書類 ・医師の診断書 ・死亡診断書 ・後遺障害診断書 ・戸籍謄本 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・医師の診断書 ・死亡診断書 ・後遺障害診断書 ・領収書 など
③その他の書類	
書類の例	・運転資格を証明する書類（免許証など） ・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(6) 用品に関する保険金の支払いを請求する場合に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関等の事故証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・盗難届出証明書 ・被害品の写真 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書（購入時の領収書、保証書、仕様書） など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
(7) その他費用に関する保険金を請求する場合に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関の事故証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・事故原因、発生場所、損害状況の見解書 <ホールインワン・アルバトロス費用の場合> 詳細は前記③「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）」に関するご注意をご確認ください。 など
②保険金支払額の算出に必要な書類	
書類の例	・損害防止費用の明細書 ・支出した費用がある場合はその費用を示す書類（領収書、請求書） など
③その他の書類	
書類の例	・調査同意書（引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みの保険についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

- ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
- ②保険金額（支払限度額）（コースなど）
- ③被保険者の範囲

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご加入の可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ

【取扱代理店】	株式会社 九電工ホーム
【電話番号】	092-533-4153 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

0120-101-060 (無料)

- 受付時間 平日 9:00~17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名(株式会社クラフティア)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が起こった場合

遅滞なくご加入の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター **0120-985-024** (無料)

- 受付時間 24時間 365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852 (有料) におかけください。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- 受付時間 [平日 9:15~17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは **03-4332-5241** におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体ゴルファー保険加入申込票記入例

「加入申込票」に必要事項をご記入いただき、ご署名（フルネーム）のうえご提出ください。
 ※補償内容を確認のうえ、同一のコース名でご継続される方は、自動継続となりますので、
 加入申込票をご提出していただく必要はありません。

【加入申込日】
加入申込票に記入された日をご記入ください。

【加入区分】
該当に○印をしてください。
 新規：新規でご加入される場合
 変更：従来の内容を変更される場合
 全員解約：被保険者全員を解約される場合
 ※被保険者単位で解約の場合は、「変更」に○印をして、解約する被保険者欄の区分「解約」に○印をご記入ください。

株式会社 クラブティア 御中
2026年度(株)クラブティア 団体ゴルファー保険加入申込票

団体名

加入申込日 010 令和 年 月 日

加入申込人本人
 住所 012 干 317 カナ
 氏名 020 漢字 021 フルネームでご署名ください。
 所属コード(勤務先) 019 社員番号 017

加入区分 (新規) (変更) (全員解約)

保険期間 2026年 9月 1日から 2027年 9月 1日まで
 加入者番号 098

000 AAA 020 994
 R41U 03 88 LF 354⑤ DN1 センター送付

(注) 前年と同内容で継続加入される場合、本加入申込票のご提出は不要です。
 ※複数枚に及ぶ場合は全て提出ください。

【加入申込人本人】
 加入申込人について下記項目をご記入ください。
 ・住所(カナ・漢字) ・所属コード(勤務先)
 ・氏名(カナ・漢字) ・社員番号
 ※漢字欄には申込人ご自身がご署名(フルネーム)ください。

3. 新規ご加入の方、積年条件を変更される方、脱退ご希望の方は必ず本加入申込票をご提出ください。
 4. 既に表示されている内容に変更・誤り等がある場合は、その内容を=で抹消し、各種の余白に正しい内容で訂正し、1枚目に訂正印を捺印してください。
 5. 請求者は加入者が所属する法人、法人名称の代わりに会社名称を、未開に併録ください。

【※他の保険契約等】
 被保険者が同一である他の保険契約等、この保険と同種の保険金が支払われる他の保険契約等がある場合は、「有」に○印をし、詳細をご記入ください。

符号	被保険者欄			区分	※他の保険契約等		
	氏名	◆団体との関係	ご加入パターン(セット名)		有]の場合は他の保険契約等の合計保険金額(日額)もご記入ください。	傷害死亡・後遺障害保険金額(合計) 傷害通院保険金額(合計)	傷害入院保険金額(合計) 賠償支払限度額・保険金額(合計)
1	J04 カナ	L18	300	解約	34	円	円
2	J04 カナ	L18	300	解約	34	円	円
3	J04 カナ	L18	300	解約	34	円	円
4	J04 カナ	L18	300	解約	34	円	円

【被保険者欄】
 被保険者(補償の対象となる方)について下記項目をご記入ください。
 ・氏名(カナ) ・ご加入パターン(セット名)
 ・団体との関係(コード)
 1: 団体の構成員 0: 役員、従業員
 上記「1」または「0」の
 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族
 ください。なお、通知事項およびその取扱いについては「重要事項のご説明」をご確認ください。

○ 連続No. 作表No. 76AP-0

保険金請求歴(注) 他保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内にケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか。「あり」の場合、被保険者ご本人ごとに下欄にご記入ください。

被保険者氏名	会社名	回数	合計金額
			円
			円

合計保険料(一時払) 350 円 旧加入者番号 099

【合計保険料(一時払)】
 保険料の合計金額をご記入ください。株式会社 26年2月承認) B25-103207

【保険金請求歴】
 過去3年以内にケガまたは事故で保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがある方は、被保険者ご本人ごとに詳細をご記入ください。

記入内容を訂正される場合は、二重線で抹消しフルネーム署名で訂正いただき、正しい内容をご記入ください。

記入内容を訂正される場合は、二重線で抹消しフルネーム署名で訂正いただき、正しい内容をご記入ください。

記入内容を訂正される場合は、二重線で抹消しフルネーム署名で訂正いただき、正しい内容をご記入ください。

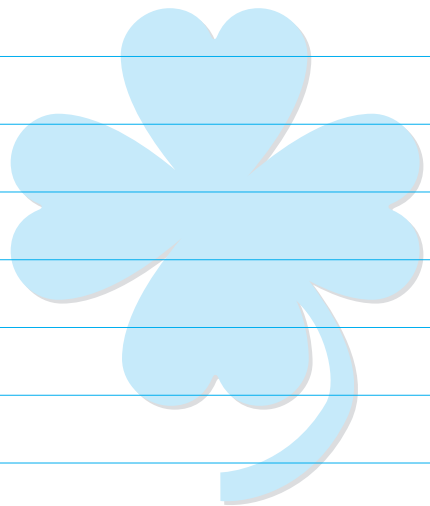


Memo

()



Lined writing area with horizontal blue lines.



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体ゴルファー保険

クラフティア
グループ
会社

(株)有明電設	(株)陣内工務店
(株)伊藤管工社	(株)スリーイン
(株)大分電設	(株)設備保守センター
(株)オートメイション・テクノロジー	(株)筑後電設
(株)鹿栄電設	中央理化工業(株)
隔測計装(株)	(株)チョーエイ
河内工業(株)	(株)長北電設
(株)きたせつ	(株)ネット・メディカルセンター
九錦設備工業(株)	(株)肥後設備
九興総合設備(株)	(株)福岡電設
九設工業(株)	(株)福設
(株)九電工フレンドリー	(株)福東電設
(株)九電工ホーム	扶桑工業(株)
九電工北山観光(株)	(株)ベイサイドブレイス博多
(株)キューコーリース※	(株)ポータル
(株)キューティー	(株)南九州電設
(株)Q-mast	(株)みやえい
(株)球磨電設	(株)明光社
小寺電業(株)	(株)熊栄電設
三友電設(株)	(株)琉豊総合設備
(株)昭永電設	(50音順)

※(株)キューコーリースは団体積立終身保険の加入対象外です。

●申込書提出先●

株式会社 九電工ホーム 保険事業部